

## ■指導監督の目的

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの利用者保護、指定基準の遵守、サービスの質の確保及び保険給付請求等の適正化を図ること

### 【指導】 制度管理の適正化とよりよいケアの実現

#### (1) 集団指導 制度管理の適正化

(制度の理解・不正の防止)

#### (2) 運営指導 よりよいケアの実現

(高齢者虐待防止・身体拘束禁止・不正の防止)

令和4年度から、国の方針により「実地指導」から「運営指導」に改称

(下記イ及びウについて、実地ではなくオンラインによる指導も認められたため)

#### ア 介護サービスの実施状況

…指導現場で実態を目視し、関係者から状況を聴取

#### イ 最低基準等運営体制指導

…サービス種別ごとの基準に規定する運営体制を確認

#### ウ 報酬請求指導

…各種加算に関する算定及び請求状況について確認

運営指導の対象となる事業所（※）には、実施予定日の1ヶ月から1ヶ月半前を目安として、日程調整の御連絡をします。

(※ただし、通報・苦情等により、至急で指導を行う必要がある場合を除きます。)

実施日が決定しましたら、実施通知と併せて、事前提出資料と当日準備資料をお知らせしますので、御準備をお願いします。

運営指導の所要時間は、おおむね半日（3時間程度）です。

運営指導中に、

- (1) 著しい運営基準違反を確認し、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
  - (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合
- ⇒ 運営指導を中止し、監査に切り替える

【監査】不正請求や指定基準違反に対する機動的な実施 **介護保険給付の適正化**

条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合又は疑いがあると認められる場合、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（指定基準違反等）において、事実関係を把握し公正かつ適切な措置を採るために実施。

対象事業所：以下の情報等を元に確認が必要とされる事業所

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国保連・地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 国保連・保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報